

第76号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例の件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例（平成18年9月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「サービス事業所を」を「サービス事業所又は障害者支援施設を」に改め、「前条第1項第2号及び第3号」の次に「又は第2項第2号」を加え、「サービス事業所の」を「サービス事業所又は障害者支援施設の」に改め、「神戸市立さざんか療護園（以下「さざんか療護園」という。）並びに」を削り、「サービス事業所及び」の次に「障害者支援施設並びに」を加え、「サービス事業所に」を「サービス事業所及び障害者支援施設に」に、「第9条及び第13条」を「第7条及び第11条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「又は市長」を削り、「第1項又は第2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項及び第2項中「又は市長」及び「又は第2項」を削る。

第7条及び第8条を削る。

第9条第1項中「サービス事業所」の次に「又は当該障害者支援施設」を、同条第2項中「サービス事業所」の次に「又は障害者支援施設」を加え、「（さざんか療護園を除く。）」を削り、「障害福祉サービス」の次に「又は施設障害福祉サービス」を加え、同条を第7条とする。

第10条中「又は市長」及び「又は第2項」を削り、同条を第8条とする。

第11条中「又は市長」を削り、同条を第9条とする。

第12条を第10条とする。

第13条第1項中「サービス事業所」の次に「及び障害者支援施設」を加え、「(さざんか療護園を除く。以下この条において同じ。)」を削り、同項第1号中「第3条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同条第3項中「サービス事業所」の次に「及び障害者支援施設」を加え、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

附則第2条第1項中「場合は、」の次に「市長は、」を加え、「第9条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項中「第9条第4項」を「第7条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例(以下「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立さざんか療護園に係る指定管理者の指定、許可その他の行為は、この条例の施行前においても、この新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立さざんか療護園を指定管理者による管理に移行するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例 ぬきがき

(_____ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(利用の許可)

第5条 サービス事業所を利用しようとする者
(前条第1項第2号及び第3号 _____
____に掲げる者を除く。)は、サービス事業所の管
理について地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項の規定による市長の指定を受
けたもの(以下「指定管理者」という。)(神戸
市立さざんか療護園(以下「さざんか療護園」
という。))並びに指定管理者がいなくなったサー
ビス事業所及び _____ 指定管
理者が業務の停止を命じられたサービス事業所に
あつては、市長。第9条及び第13条を除き、以
下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 障害者支援施設を利用しようとする者(前条
第2項第2号に掲げる者を除く。)は、市長の許
可を受けなければならない。

3 指定管理者又は市長は、第1項又は第2項の
許可に、サービス事業所又は障害者支援施設の
管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更
することができる。

(許可の基準)

第6条 指定管理者又は市長は、次の各号のい
ずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項
の許可をしてはならない。

(1)、(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者
又は市長がその使用を不適當であると認め
るとき。

サービス事業所又は障害者支援施設を
又は第2項第2
号 サービス事業所又は
障害者支援施設の

障害者支援施設並びに

サービス事業所及
び障害者支援施設に 第7条及び第11条

2 _____ 前項

2 指定管理者又は市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の許可をしないことができる。

(1), (2) 略

(使用料)

第7条 さざんか療護園又は障害者支援施設において第5条第1項又は第2項の許可を受けて障害福祉サービスを受ける者は、次に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用に相当する額（同項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給がある場合にあっては、その支給額を控除した額）

(2) 法第29条第1項に規定する特定費用のうち市長が必要があると認めるものの額
(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金)

第9条 指定管理者に当該サービス事業所 _____ の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。

2 サービス事業所 _____（さざんか療護園を除く。）において第5条第1項の許可を受けて障害福祉サービス _____ を受ける者は、次に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

第7条 _____ 又は当

該障害者支援施設

又は障害者支援施設

又は施設障害福祉

サービス

(1), (2) 略

3～5 略

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者又は市長は、第5条第1項又

は第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はサービス事業所若しくは障害者支援施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(入館等の制限等)

第11条 指定管理者又は市長は、次の各号のい

れかに該当する者に対しては、サービス事業所若しくは障害者支援施設への入館を拒絶し、又はサービス事業所若しくは障害者支援施設からの退館を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(損害の賠償等)

第12条 略

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げるサービス事業所

_____ (さざんか療護園を除く。以下この条において同じ。)の管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第3条第1項 _____ に規定する事業に係る業務

(2) サービス事業所 _____ の利用及びその制限に関する業務

(3) サービス事業所 _____ の維持管理に関する業務

(4) 略

2 略

3 市長は、サービス事業所 _____

第8条

第9条

第10条

第11条

及び

障害者支援施設

及び第2項

及び障害者支援施設

及び障害者支援施設

及び障害者支援施設

の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 略

(施行細目の委任)

第14条 略

附 則

(指定管理者不在等期間の使用料)

第2条 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、_____その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、同項に規定する者から徴収することができる。

2 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第4項の基準により減額又は免除をすることができる。

第12条

市長は、

第7条第2項

第7条第4項